

別紙 1

公用自動車の点検等業務仕様書

1 対象物品

対象物品は、「令和 7 年度自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、請負者は点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等又はその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡し、指示を受けるものとする。

2 請負内容

（１） 請負者は、契約担当職員の発行する発注書に基づき、一覧表に定める車両引渡場所で車両を引き取り、発注書に定める点検、検査等を実施の上、納車場所に返還するものとする。

（２） 発注書及び単価表における項目の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検整備とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 48 条に基づく点検及び整備とする。

イ 継続検査とは、法第 62 条に基づく継続検査とする。

ウ 保安検査確認とは、法第 62 条に基づく継続検査に係るものとする。

エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。

オ スチーム洗浄とは、車体、エンジンルーム及び下まわりの温水による高圧洗浄機での清掃をいう。

カ 下回り塗装とは、シャーシ等に施す錆止め塗装とする。

キ 車内及び外回り洗浄とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マットの清掃、樹脂及び鉄製部分の拭き掃除、外回りの洗浄及び拭き掃除、ボディへのワックス掛けの作業をいう。

ク 車両陸送とは、車両引渡場所から自動車分解整備事業場への引き取り及び自動車分解整備事業場から納車場所への返還の作業をいう。

ケ 追加発注

上記以外の業務について、契約担当職員は請負者に依頼できるものとする。

3 その他

請負者は、車両の返還に当たっては、契約担当職員に点検結果及び整備内容を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備したすべての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への記載が困難である等の場合は、すべての整備内容を記録した書面を併せて提出すること。